

「あそびばざ〜る 2026」 参加事業者募集要項

○開催概要

- ・事業名 「あそびばざ〜る 2026」
- ・主催者 札幌市青少年山の家（指定管理者：公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会）
- ・事業主旨
 - ・参加者に身近にできる自然等のあそびを提供し、体験活動への興味や関心を高める。
 - ・団体や地域と協働で事業を運営し、団体の活動や活躍の場を提供する。
 - ・参加者また参加団体に体験活動を提供し、魅力を伝え、相互の利用促進を図る。
- ・実施日時 令和8年1月17日（土） 10：00～15：00
- ・会場 札幌市青少年山の家および周辺フィールド（札幌市南区滝野 247 番地）
- ・事業内容 「あそび、もちよる、じゃれあう」をコンセプトに団体や地域と協働し、自然等を活用した体験活動、季節に応じたプログラムなどを実施し、自然とふれあい、たくさんの人との交流する機会を提供する。
- ・対象 500人程度を予定 ※主なターゲット層は小学生とその家族
- ・入場料 500 円/人（3 歳未満無料）を予定。

○参加事業者募集要項

- ・募集团体数 若干数（3 団体程度）
- ・募集対象 営利活動を目的としない学校・団体・企業・町内会等
- ・募集内容 自然体験、クラフト体験、スポーツ体験、展示など子どもを対象とした活動・取り組み
※クラフト活動の材料費など費用が発生する場合は参加者より受領できることとします。
ただし、料金設定や受領方法は主催者と事前調整しなければならないこととします。
- ・ブース参加料 無料
- ・参加規約 別紙、参加事業者規約を参照ください。
- ・申込受付期間 令和7年11月12日（水）～11月25日（火） 10：00まで
- ・申込方法 参加事業者申込書をダウンロードいただき、記入後、メールアドレスに添付してご応募ください。宛先(yama.camp@syaa.jp)
- ・決定方法 募集締め切り後、申込書をもとに参加可否の審査を行います。参加を認めた団体に対しては締切日以降1週間以内にメールにて通知いたします。
- ・ブース配置 参加事業者申込書の活動内容や参加決定後の打合せにより屋内や屋外、ブースの広さを主催者が設定いたします。
- ・搬入・搬出 原則当日朝設営、終了後撤収を予定しています。
- ・昼食等 昼食は持参もしくは札幌市青少年山の家内の食堂にて食事ブース(有料)を設置予定です。
- ・その他 貸出物品有（長机、パイプ椅子 等）、駐車場有

【お問い合わせ先】

札幌市青少年山の家 担当 上野、玉川

〒005-0862 札幌市南区滝野 247 国営滝野すずらん丘陵公園内

TEL: 011-591-0303 / FAX: 011-591-0394 / E-mail: yama.camp@syaa.jp

「あそびばざ〜る 2026」参加事業者規約

札幌市青少年山の家(指定管理者：公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会)（以下「主催者」といいます）が開催する「あそびばざ〜る 2026」（以下「本事業」といいます。）へ参加する学校・団体・企業等（以下「参加事業者」といいます。）は、本規約に定められた条件に従って参加運営を行うものとします。

【規約の履行】

本事業において参加事業者は主催者の指示に従うほか、以下に記載する各規定を遵守しなくてはなりません。

【参加資格】

参加資格は次のとおりとします。

- ・主催者が定める本事業の趣旨に賛同し、青少年の育成に努める者であること。
- ・参画したい活動内容が営利を目的としない活動であること。
- ・参加事業者の事業運営において、公序良俗に反する行為がないこと。

【参加事業者の申込と参加事業者としての成立条件】

参加希望者は、主催者作成の「参加事業者申込書」の記入をし、データをメールアドレス (yama.camp@syaa.jp) に添付し定められた期日までにご応募ください。主催者は、「参加事業者申込書」を受領した後、参加可否の審査（審査基準は開示致しません）を実施いたします。主催者は、参加を認めた者に対し、申込期間締切後 1 週間以内に参加可能である旨をメールにて通知するものとします。メール通知後、主催者の参加にあたる調整連絡において、意思確認をいたしますので希望者が参加に同意することで参加事業者として成立することとします。

【参加料金】

参加にあたっての参加事業者が主催者に支払う料金は原則発生しないものとします。

参加に際しては、装飾費、現地までの交通費等の諸費用が発生する場合があります、それらについては全額参加事業者の負担となります。

【キャンセル規定】

参加事業者として成立後、参加事業者からの参加のキャンセルについては、主催者の了承を得なければなりません。また、参加事業者のキャンセルにあたる報告等は速やかに行わなければいけません。主催者は参加事業者のキャンセルにあたって発生する損失の相当分を参加事業者に請求できるものとします。

【禁止する行為】

参加者による、以下の行為を禁止します。以下の禁止行為を行った参加者に対しては、主催者から注意を行い、又は退場をお願いすることがあります。

- (1) イベントの運営を妨害する行為
- (2) 営利を目的とした活動(※)
- (3) 活動区画の無断転貸行為
- (4) 主催者及び他の参加者への迷惑行為

- (5) 特定の宗教及び選挙への勧誘行為
- (6) 他人への差別的言動やプライバシーを侵害する言動
- (7) その他公序良俗に反すると主催者が判断した行為

※材料費など活動に係る実費については来場者より受領できるものとします。

【設営と管理】

参加事業者は、活動区画内の設営にあたり、事故のないよう、責任を持って管理するものとします。

【開催の中止】

天災およびそれによる交通機関の運休、その他主催者の責によらない開催不能、または開催により参加事業者または来場者に危険が生ずるおそれがあると主催者が判断した場合、本事業の開催を中止することがあります。この場合、中止によって生じた損害は原則補償しません。

【参加の取消等】

参加事業者において、「参加事業者申込書」に虚偽の記載があった場合、本規約への違反があった場合、または第三者への迷惑行為や公序良俗に反する行為があった場合は、主催者は本事業当日であっても、参加を取消することができるものとします。

【損害賠償責任】

参加事業者は、故意または過失によって、主催者、来場者、その他第三者に与えた損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。

本事業会場外で発生した、参加事業者に対するケガ等の事故のほか・事件・盗難について、主催者は一切の責任を負わないものとします。また、本事業会場内で発生した場合についても主催者の過失がなければ責任を負わないものとします。

【安全管理】

参加事業者は会場に適用される消防及び安全にかかわるすべての法令を厳守しなければなりません。

【写真・動画撮影】

本事業における写真・ビデオ撮影等を許可する権利その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

【個人情報の取り扱い】

参加事業者は、本事業を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得と管理を行う必要があります。

利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、参加事業者が責任をもって管理・運用するものとします。

万一、来場者に損害が生じた場合、参加事業者が責任を負うとともに、自ら責任を持って問題解決に努めるものとします。